

令和3年12月10日

処分の公表期間の超過に係るご報告とお詫び

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

今般、東京都行政書士会長が同会の会員に対して令和2年4月28日に行った処分に係る事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則に基づく公表について、同規則第7条第2項第1号に定める期間を超過して本会ホームページに掲載したことが発覚しました。その旨ご報告いたしますとともにお詫びを申し上げます。

今後、同様の事態が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

以上